

報告第三号

地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した
損害賠償額の決定の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、平成二十一年一月十六日、損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分したので、同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

損害賠償額の決定について

一 賠償の金額

金百二十一万八千三百七十八円

二 賠償の相手

杉並区永福二丁目
バス会社

三 賠償の理由

平成二十年七月二十五日午後二時三十五分ごろ、杉並区和泉三丁目内で、杉並清掃事業所主事が運転する区所有の清掃車が、杉並清掃工場に向かう途中の事故である。当該事故現場に差し掛かった際に、道路左側停留所に停車車両があったため、この車両の右側を通過しようとして、対向車線からの車両の有無を確認するため、中央線を少し越えたが、対向車線から車両が来たため、これを避けようとして左に寄って通過しようとした。しかし、車幅感覚を誤り、停車車両を避けられず、追突したものである。

この追突により、バス会社所有の車両後部に損傷を負わせたものであるので、これに対する損害を賠償する。